



連合かながわ機関紙・カレント

# CURRENT

## No.262

日本労働組合総連合会  
神奈川県連合会(連合神奈川)  
〒231-0023 横浜市中区山下町24-1  
ワークピア横浜4F  
TEL.045(211)1133 FAX.045(201)8866  
発行責任者: 林 克己

# 「2018年度に向けた政策・制度要求と提言」を決定

## 第28回中央委員会を開催

連合神奈川は、7月7日(金) ワークピア横浜において、役員・中央委員・傍聴者あわせて142名の参加により、第28回中央委員会を開催し「2018年度に向けた政策・制度要求と提言」を決定した。



連合神奈川 柏木会長

林事務局長

金井副事務局長

議長を務めた宮城さん

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを増そう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

主催者を代表して柏木会長は、「①発信力と顔の見える運動の強化、②組織拡大に向けた実践研修の取り組み、③労働運動の社会的価値を高める運動の推進」と半年間を振り返り重点的活動を報告した。政策制度については「SDGs(国連で採択された2030年までの未来に向けた国際目標)を意識し、我々の政策に反映できうるものに焦点をあてた」と考え方を述べた。政治課題については「7月30日投開票の横浜市長選挙においては、現職の林市長の推薦を決定した。3期目に向けて一丸となった応援をお願いしたい」と挨拶した。

中央委員会の議長には宮城中央委員(情報労連)が選出され、林事務局長から一般活動報告、佐藤副事務局長から中間会計報告がされ、それぞれ承認された。

その後、第1号議案として、金井副事務局長から「2018年度に向けた政策制度・要求と提言」について、33項目の重点要求とSDGsの関連と策定経過も提案し承認された。第2号議案の「第16期連合神奈川役員選挙の実施」第3号議案の「中央委員会アピール」も承認された。

決定した2018年度に向けた政策・制度要求と提言は、8月～9月初旬にかけて、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局に要求提出する。

**連合神奈川当面のスケジュール**

青年委員会 異業種交流パーティー  
8月26日(土) ホテル横浜キャメロットジャパン

連合神奈川第6回チャリティー交流会  
10月2日(月) レイクウッドゴルフクラブ

# 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて連合神奈川重点政策 7分野33項目

## 経済・産業政策



- 1 県内の国家戦略特区を活用した、競争力が高く成長が見込まれる産業の集積と企業誘致施策の推進を図り、地域の中小企業との連携を進めることにより、地域活性化と雇用の創出につながる政策を推進すること。  
また、県内企業の海外展開に対する支援とあわせ、技術支援や生産基盤強化のため、産学公の共同研究を積極的に進められる環境整備を図ること。 <新規>
- 2 神奈川県が、産業技術政策を推進するために、産学公連携の中心機関として設立した地方独立行政法人県立産業技術総合研究所の運営に際しては、県は設立団体として研究開発・技術支援・事業化支援の事業推進と、中小企業で課

- 8 働きがいも経済成長も
  - 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
  - 11 住み続けられるまちづくりを
  - 12 つくる責任つかう責任
- 題となっている人材育成や企業間ネットワークの構築を図り、県内各地の地域特性を活かした地域経済・社会の活性化を推進すること。また公正で透明性の高い業務運営を行い、適切な情報公開を図ること。 <補強>
- 3 観光客が快適に過ごすことのできる魅力ある観光地をつくるため、観光客ニーズを把握し、地域の企業や住民の意見を十分に取り入れ、地域の活性化につながる各施策の推進を図ること。また、国際的なスポーツイベントの開催を機会として、ICT・AI・ロボット技術やビッグデータなどを積極的に利用した情報発信を推進するなど、国内外からの人々を迎える施策の強化を図ること。 <補強>

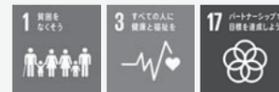
## 雇用・労働政策



- 1 若者の良質な就労機会の実現に向け、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進など若者雇用対策を推進することから、引き続き学校と地域若者サポートステーションなど関係行政機関と連携し、若者の就職支援を強化すること。  
また、就職活動を行う若者が必要とする企業の労働条件等の情報開示を徹底すること。 <補強>
- 2 労働者が妊娠・出産・育児・介護などをしながら働き続けられる環境をつくるため、ハラスメント防止や職場環境による離職防止を図るとともに、やむを得ず退職された方への再就職を支援する施策を推進すること。また現在進められている、仕事と子育ての両立を希望する人を対象とした「マザーズハローワーク」等の支援設備について拠点数と機能の増強を進めること。 <補強>

- 3 障がい者の雇用拡大を図る施策を進めるにあたり、自立と社会参加に向けて就労前に必要とされる、各支援学校や福祉施設の機能強化への行政支援を図ること。  
また、障がい者が就労後も意欲と希望を持ち、安心して働き続けることのできる定着支援として、ジョブコーチの配置が重要となることから、障がい者を雇用している企業と十分連携し、ジョブコーチの養成と配置に向けた取り組みを強化すること。 <新規>
- 4 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」においては、取引環境の改善および長時間労働の抑制実現に向け取り組みが進められているが、更に厚生労働省が示す、「トラック運転者の労働時間等の改善基準」が満たされ、早期に労働環境の改善が図られるよう、協議会による施策の推進とフォローアップ強化を図ること。 <新規>

## 福祉・社会保障政策



- 1 だれもが住み慣れた地域で暮らし続けるためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援・福祉等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することが重要であり、県は市町村が抱える課題把握や先進事例の水平展開とあわせて有効な地域密着型支援を強化すること。また地域において、高齢者・障がい者・子ども・子育て中の親を見守ることのできる、ボランティアや町内会・自治会など、地域ネットワーク活動の充実を図ること。 <補強>
- 2 だれもが安心して子どもを生み、育てられる環境や、子ども・子育てを地域と連携し、社会全体で支える仕組みを構築するため、次の取り組みを行うこと。  
(1) 引き続き待機児童解消に向けて施策を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士等へ抜本的な処遇改善と長く働き続けられる職場環境をめざし、研修やキャリアアップの仕組みをつくること。

- (2) 地域で子ども・子育てを支えるために、NPOなど地域の様々な組織と連携し、子育て支援ネットワークの構築を進めること。
- (3) 児童虐待の予防と対策を進め、子どもの人権を守るため、児童相談所への専門職を含めた職員配置の強化と一時保護所などの関係施設の環境改善を推進すること。また児童虐待防止法の県民・市民への周知のため、広報、啓発の強化を図ること。 <補強>
- 3 子どもの貧困を解消するため、比較的低所得者が多いとされている、ひとり親家庭について、課題の把握と整理を進め、適切な支援と相談体制が図られる取り組みを強化すること。また現在、実施されている「子ども食堂」の実態把握を進め、開設・運営に関する公的支援のあり方を検討すること。 <新規>

- 4 介護職場の労働条件や職場環境を改善し、介護労働者が魅力とやりがい、誇りをもって働くことができるように、介護職の生活の安定と人材確保を図るため事業者が処遇改善加算を算定していることについて、介護労働者へ周知するとともに、確実に労働者の処遇改善が図られるよう取り組みを進めること。また介護労働者のモチベーションを高める教育やキャリアアップの仕組み、働きがいのある職場づくりを推進し、介護職のイメージを向上させる取り組みを推進すること。 <補強>
- 5 安全で質の高い看護の提供を確保するため、看護職員の長時間労働の解消と、離職防止に向けた医療機関における労働環境の改善やワーク・ライフ・バランスの確保が図られるよう、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間管理を厳格に行うための体制確保を医療機関に指導すること。 <補強>

- 6 地域における高齢者の見守りネットワークの構築や認知症への理解を深める取り組みと、要介護者や介護をする家族等への支援を強化し、認知症の人や高齢者にやさしい地域づくりを推進すること。また、これまでに確認された未届け有料老人ホームに対しては、各地域のボランティア団体をはじめとする地域組織と連携・交流が図られるよう、施設利用者の実態把握に努めるとともに、人権が尊重される環境改善に向け指導すること。 <補強>

## 社会インフラ政策



- 1 県は、公共交通の持続可能性・利便性の向上を含め、総合的な交通施策を推進するにあたり、県内市町村の取り組みを広域的視点で、財政支援、市町村間の連携や交通事業者との連携が図れる支援を行い、将来にわたり持続可能な交通環境の整備を推進すること。 <補強>
- 2 橋梁等の交通施設や上下水道施設等の既存社会インフラについて、将来を見据えた長寿命化対策や老朽化対策が図られるように維持管理を進めること。また作業員の安全対策と維持管理の効率化の観点からも、社会インフラ維持管理用ロボットの導入、IT技術や情報の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止を図ること。 <新規>

- 3 災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、Lアラートを利用した情報発信の拡充を進めること。あわせてソーシャルメディアなども含めた多様な情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。 <新規>
- 4 交通事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるために道路整備や信号制御の高度化を行い、安全で人間優先のみちづくりを推進すること。  
また、多様な利用者が安全に安心して共存できる道路環境を形成するため、地域住民の理解と連携のもと、コミュニティゾーン形成事業、自転車通行環境整備モデル地区などの各種施策を推進すること。 <新規>

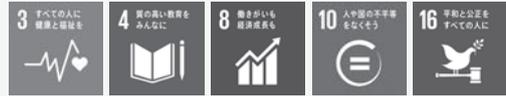
## 環境・エネルギー政策



- 1 県民・市民の環境意識を高め、一人ひとりがライフスタイルの中で省エネが推進されるよう、職場や家庭、地域において低炭素社会の実現に向けて適切な理解活動と積極的な対策を推進すること。また、中小企業の事務所や個人住宅など建築物においては、高気密化やゼロエミッションハウスの導入、または省エネ・新エネ機器、省エネリフォーム等への継続的な財政支援を図ること。 <新規>
- 2 生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な産物を買うことができ、輸送距離が短いことから環境負荷の低減にも貢献する、食品の地産地消を推奨すること。またライフスタイルの多様化に合わせ、県民・市民に対し、食について正しい理解を深める啓発活動と、食育推進計画や食品ロス・廃棄の削減を推進すること。 <新規>
- 3 清潔で安全な街づくりをめざし、特に危険な歩き煙草による火傷や衣類等の焼け焦げを未然に防止するため、喫煙場所の明確化を進めるなど、路上喫煙対策を推進すること。また県内各自治体で制定されている条例の主旨について、

- 県民・市民をはじめ、企業や団体へ周知啓発活動の充実を図ること。 <新規>
- 4 森林保全をはじめとして、生活排水対策や地下水保全など、県内外で実施している各施策について、引き続き、水環境に関する課題の理解促進に繋がるよう、広く県民・市民へ、各種の広報メディアやイベントによる広報活動を推進すること。  
また各地域においては計画的な水道管の老朽化対策や耐震化の推進など、持続可能な水道事業運営が図られるよう支援すること。 <山静神課題・補強>
- 5 農林水産業や生態系などに深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣による被害対策として、捕獲従事者の確保や新技術の導入を進めることとあわせて、被害防止と保護管理では、関係機関との連携のもと、該当する野生鳥獣の生息密度を適正レベルに維持する施策を推進すること。また狩猟で得た野生鳥獣の食肉（ジビエ）などへの有効利用を図ること。 <山静神課題・補強>

# 教育・人権・平和政策



- 1 「放課後児童クラブ」の運営にあたっては、入学前の保育所開所時間を目途に利用者ニーズに合わせた開所時間の延長と希望者全員が利用できる施設数を確保すること。あわせて指導員の増員や労働条件改善等を行い、環境改善を進めること。 <補強>
- 2 家庭における経済状況の格差が教育機会の格差とならないよう、援助が必要なすべての家庭に就学援助制度を適用すること。また、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備につとめることとあわせて、とりわけ地方自治体で実施する給付型の奨学金導入や拡大と、財源確保に関する国への要請を含め取り組みを進めること。 <補強>
- 3 子ども達の豊かな教育を実現するために、教職員定数の拡充や、教員育成システムの改善などを通じて教育の質の向上を図ること。あわせて教職員の業務改善を進め、学校業務支援員や校務支援システムなどの積極導入で教職員の業務負担軽減、長時間労働の是正、非正規教職員の処遇改善など、労働環境の改善を図ること。 <新規>
- 4 人権施策に関して、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。
  - (1) 人権意識の更なる向上を図るため、県民・市民や企業に対し、人権が尊重される社会をめざした人権指針や人権基本計画等の作成、見直しに向けた取り組みと「人権基本条例」制定に向けた取り組みを図ること。
  - (2) ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別的言動の防止・解消に向け、差別を許さない社会づくりをめざした施策を推進すること。
  - (3) 神奈川で暮らし働き学ぶ外国籍県民とその家族が生活しやすい多文化共生社会を実現するための取り組みを推進すること。 <補強>
- 5 日米地位協定の抜本的見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに地方自治体や住民の意志を尊重して対応すること。また、米原子力艦船に対する原子力災害対策として地域と連携した訓練の実施等、米軍関連施設に地域防災計画が適用されるよう、県のリーダーシップにより検討を進めること。 <継続>

# 行財政政策



- 1 公契約の下で働く労働者の保護、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする公契約条例を制定すること。また他の自治体における取り組み状況の評価を含め、労働者側団体を含めた関係団体による「検討協議会」等を設置し、条例制定に向け取り組むこと。 <補強>
- 2 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨を踏まえ、「同一労働、同一賃金」の実現に向け、正規・非正規職員の格差の是正と雇用の安定を図ること。また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の2020年4月1日の施行に向けて、給料・手当の支給、雇用の形態等制度移行に際して賃金・労働条件の切り下げが行われないように対応を図ること。 <補強>
- 3 本格的な事業展開の段階に入る地方版総合戦略の推進にあたっては、実効性を担保する観点からも産官学言の枠組みを維持すること。また、総合戦略に示した施策の進捗状況については、PDCAサイクルによる成果や課題の検証・分析を行い、必要な見直しや補強を行うこと。さらに地方創生をより効果的なものとするため、県は広域的な地域活性化策について市町村を支援すること。 <補強>
- 4 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法などからの消費者被害の防止・救済に向けた環境整備・施策を推進すること。なお訪問販売による消費者被害を未然に防止するために、地方自治体で制定できる消費生活条例による規制強化を検討すること。 <新規>
- 5 県民生活の利便性向上と生活の質の向上を図るため、行政サービスのICT化の推進と周知を図ること。特にマイナンバーの運用にあたっては身分証明としての利用拡大、行政サービスの更なる向上や民間サービスとの連携、ポータルサイトの活用など、利便性の更なる向上と併せ、個人情報の厳格な保護を徹底すること。また、サイバー犯罪等に対しては、産官学が連携して対策を講じるとともに、人材育成や技術開発に関する施策を推進すること。 <新規>
- 6 有権者の投票機会のさらなる確保のため、駅近接施設やショッピングモール等への期日前・当日投票所の設置について、その効果を検証するとともに拡大に向けた取り組みを進めること。また投票所として使用できる施設について、選挙の際に優先的に投票施設として利用できるよう制度の導入を検討すること。 <新規>

